○国土交通省告示第八百三十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年七月三十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月三十日　国土交通大臣　羽田雄一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道西宮線	尼崎市東園田町七丁目六四番二地先から同市東園田町七丁目十九番六地先まで	平成二十四年七月三十一日〇時

○国土交通省告示第八百三十五号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第百十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である一般社団法人職能研修会から代表者の氏名を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十四年七月三十日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　代表者の氏名の変更

変更前	澤**邉**　功
変更後	澤**邉**　裕子

二　変更する年月日　平成二十四年五月五日

○国土交通省告示第八百三十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、Lloyd's Registerから登録事項の変更の届出があったので、同法第二十五条の七十において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十四年七月三十日　国土交通大臣　羽田雄一郎

Lloyd's Registerから登録事項の変更の届出があった件

一　登録を受けた者の名称の変更

変更前	Lloyd's Register
変更後	Lloyd's Register Group Limited

二　変更年月日　平成二十四年七月二日

○国土交通省告示第八百三十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、Lloyd's Registerから登録事項の変更の届出があったので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十四年七月三十日　国土交通大臣　羽田雄一郎

Lloyd's Registerから登録事項の変更の届出があった件

一　登録を受けた者の名称の変更

変更前	Lloyd's Register
変更後	Lloyd's Register Group Limited

二　変更年月日　平成二十四年七月二日

○国土交通省告示第八百三十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、Lloyd's Registerから登録事項の変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十四年七月三十日　国土交通大臣　羽田雄一郎

Lloyd's Registerから登録事項の変更の届出があった件

一　登録を受けた者の名称の変更

変更前	Lloyd's Register
変更後	Lloyd's Register Group Limited

二　変更年月日　平成二十四年七月二日

○国土交通省告示第八百三十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、Lloyd's Registerから登録事項の変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十四年七月三十日　国土交通大臣　羽田雄一郎

Lloyd's Registerから登録事項の変更の届出があった件

一　登録を受けた者の名称の変更

変更前	Lloyd's Register
変更後	Lloyd's Register Group Limited

二　変更年月日　平成二十四年七月二日

○国土交通省告示第八百四十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の六第二項の規定により、中央指定登録機関の名称の変更の届出があったので、同法第十条の六第二項の規定により公示する。

平成二十四年七月三十日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　変更事項

変更事項	変更前	変更後
中央指定登録機関の名称	社団法人　日本建築士会連合会	公益社団法人　日本建築士会連合会

二　変更年月日　平成二十四年四月一日

○気象庁告示第六号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月三十日　気象庁長官　羽鳥　光彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第12504号	アネロイド型気圧計（船舶用）TYPE　S8II	茨城県つくば市境田字長畑180番地の10	株式会社　三王	平成24年7月12日